

理容師・美容師制度の概要等について

理容師・美容師制度の概要について

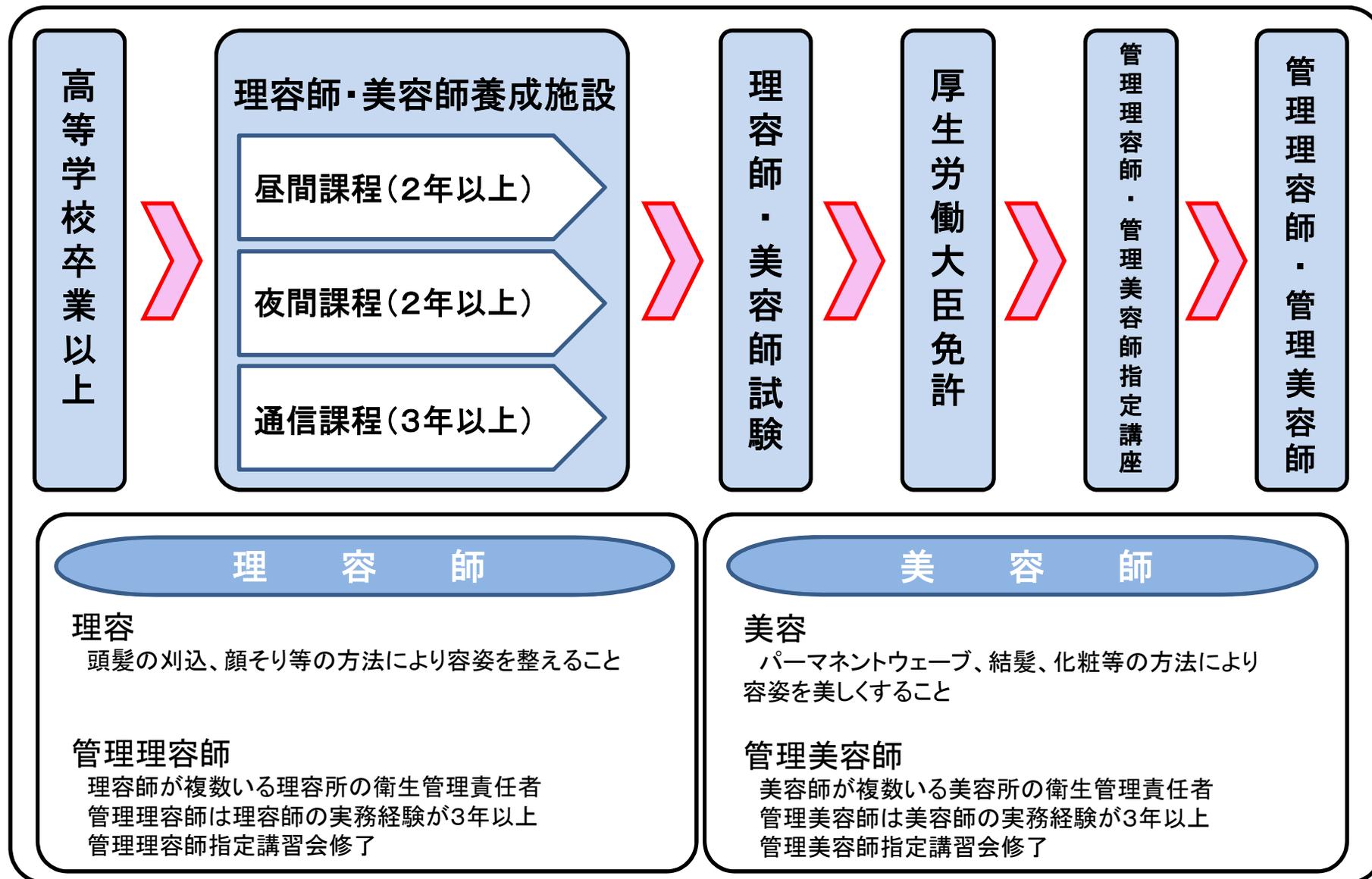
理容師・美容師

- 理容師・美容師免許は、理容師法(昭和22年)、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した理容師・美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関として「公益財団法人理容師・美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

管理理容師・管理美容師

- 管理理容師・管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理理容師・管理美容師制度は、理容業務・美容業務の技術的管理運営の適正化及び理容・美容施設の衛生的管理の向上並びに理容者の衛生保持のために設けられたもの

理容師・美容師の資格取得の流れ



理容師・美容師の業務範囲等について

		理容師（理容師法）	美容師（美容師法）
業務の定義		○第一条の2第一項 この法律で理容とは、頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。	○第二条第一項 この法律で「美容」とは、パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。
業務の独占		○第六条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。	○第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。
業務 範囲	パーマ	○	○
	カット	○	○
	顔そり	○	△ (化粧に付随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行っても差し支えない。)
	ヘアセット	×	○
	メイク	×	○
衛生管理		美容と共通	理容と共通
履修 課程	構造要件	○第十二条 理容所の開設者は、理容所につき、左に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	○第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
	養成施設 (※1)	昼間課程・夜間課程2年 通信課程3年	昼間課程・夜間課程2年 通信課程3年
	講習内容 (※2)	理容実習810時間以上を含む 合計2,010時間以上	美容実習810時間以上を含む 合計2,010時間以上

※1 「●試験について」の「試験を受けるために必要な修業期間」を参照のこと。

※2 「●養成課程の単位と時間について」の「昼間課程又は夜間課程」を参照のこと。

理容師法及び美容師法の運用について

(平成27年7月17日 健発0717第2号 厚生労働省健康局長通知)

○利用者が男性か女性の性別に着目して業務範囲を定めた昭和53年通知については、平成27年7月17日付通知により廃止。

	旧通知	新通知
理容師の業務範囲(抄)	(1) 理容師の行うコールドパーマメントウェーブについて 理容師が、刈込み等の行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とするコールドパーマメントウェーブを行うことは差し支えないが、 <u>これ以外のコールドパーマメントウェーブは行ってはならないこと。</u>	(1) <u>理容師がパーマメントウェーブを行うことは差し支えないこと。</u>
美容師の業務範囲(抄)	(2) 美容師の行うカットについて 美容師が、コールドパーマメントウェーブ等の行為に伴う美容行為の一環として、カットを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えないこと。また、女性に対するカットは、コールドパーマメントウェーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行って差し支えないこと。 <u>しかし、これ以外のカットは行ってはならないこと。</u>	(2) <u>美容師がカットを行うことは差し支えないこと。</u>

理容師・美容師の国家試験について

- 理容師試験及び美容師試験の事務については、理容師法第4条の2及び美容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされており、平成10年4月1日付で公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施。

○理容師法（昭和22年法律第234号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

○美容師法（昭和32年法律第163号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

- 試験の課目は、理容師法施行規則及び美容師法施行規則において、
筆記試験

①関係法規・制度、②衛生管理、③理容・美容保健、
④理容・美容の物理・化学、⑤理容・美容理論

実技試験

理容・美容実技
と規定されている。

- 公益財団法人理容師美容師試験研修センターは、理容師法第4条の9及び美容師法第4条の9の規定により厚生労働大臣の許可を受けた「理容師美容師国家試験試験事務処理規程」に基づき、その事務を行っている。
- 当該事務処理規程に基づき、理容師及び美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行うため、「理容師美容師国家試験委員会」を設置し、試験問題の作成等の必要な事務を行っている。
- 試験委員については、理容師法第4条の7及び「理容師法に基づく指定検査機関及び指定登録機関に関する省令」第4条並びに、美容師法第4条の7及び「美容師法に基づく指定検査機関及び指定登録機関に関する省令」第4条の基準を満たす者から選任されている。

理容業・美容業の現況について

(平成25年度末現在)

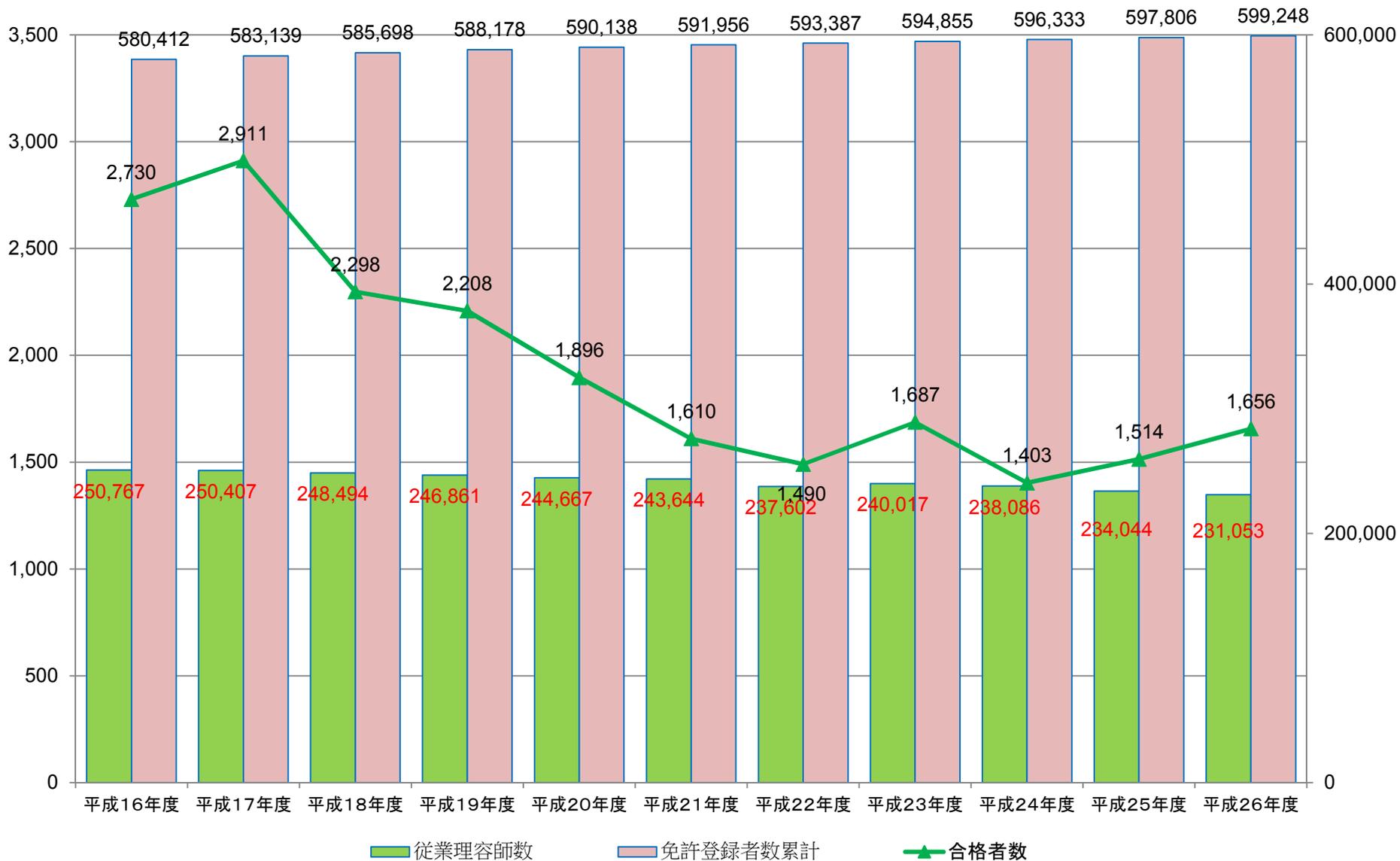
	理容業	美容業	備考
免許登録者数(累計)	約60万人	約123万8千人	両方の資格取得者 約1万2千人
従業理容師・美容師数	約23万4千人	約48万8千人	
新規の免許登録者数	約1千5百人	約1万8千人	
理容所・美容所数	約12万8千施設	約23万4千施設	
養成施設数 (平成26年4月1日現在)	81施設	260施設	施設数271施設 うち理容・美容の併設 校70施設

理容師国家試験及び理容師数の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財)日本理容師美容師試験研修センターHP

国家試験合格者数(人)

免許登録者数・従業美容師数(人)

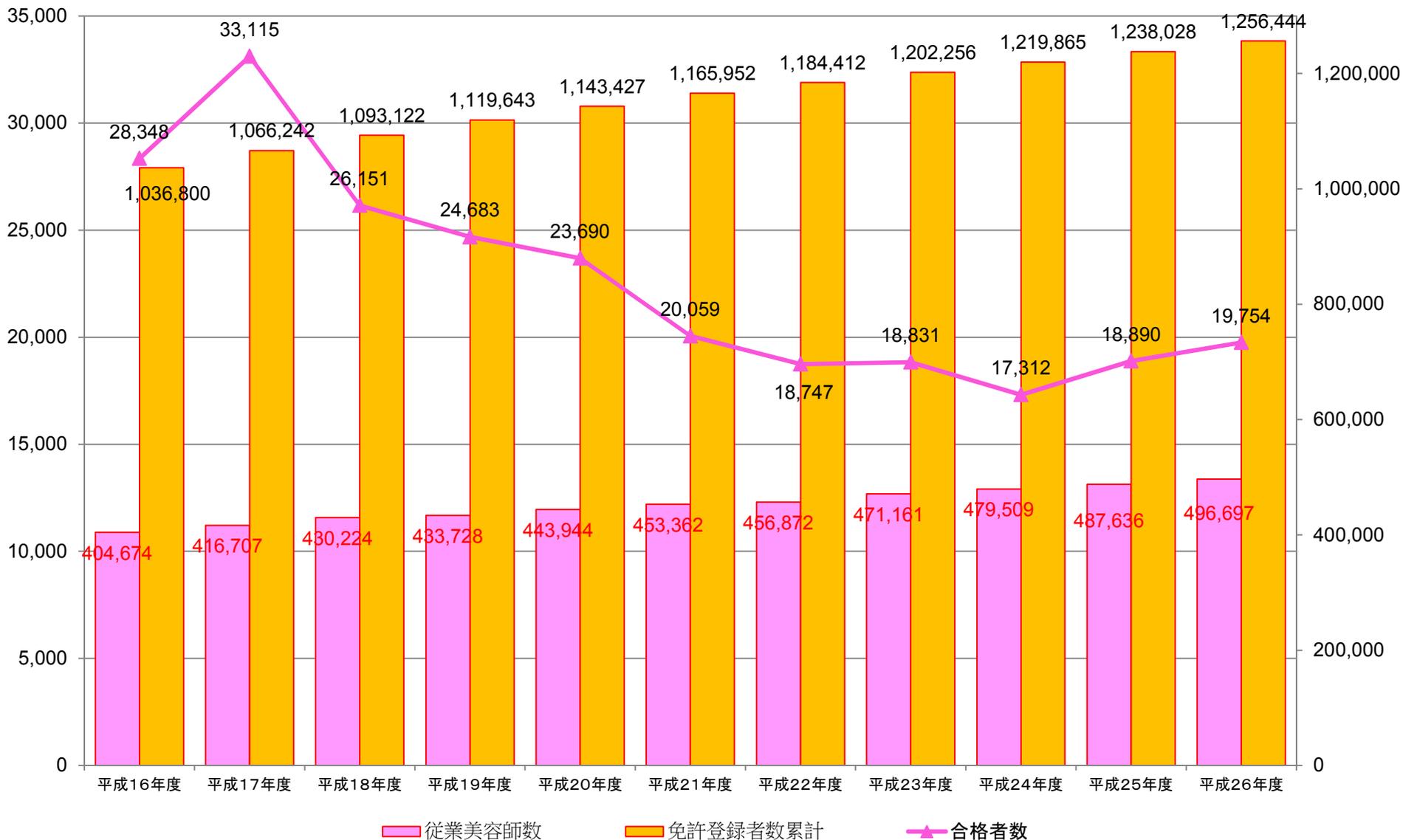


美容師国家試験及び美容師数の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財)日本理容師美容師試験研修センターHP

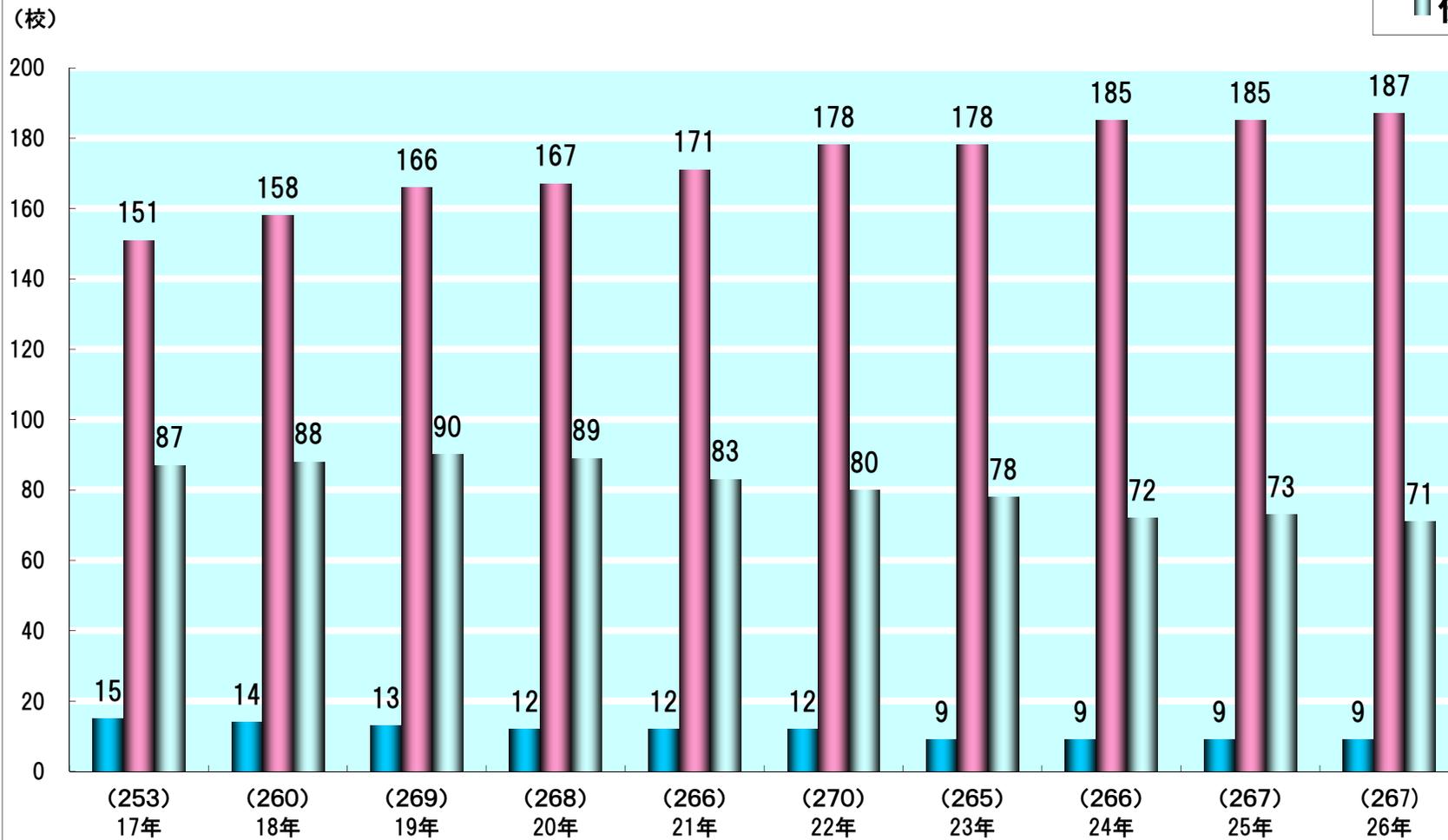
国家試験合格者数(人)

免許登録者数・従業美容師数(人)



養成施設数の推移(理・美・併設別)

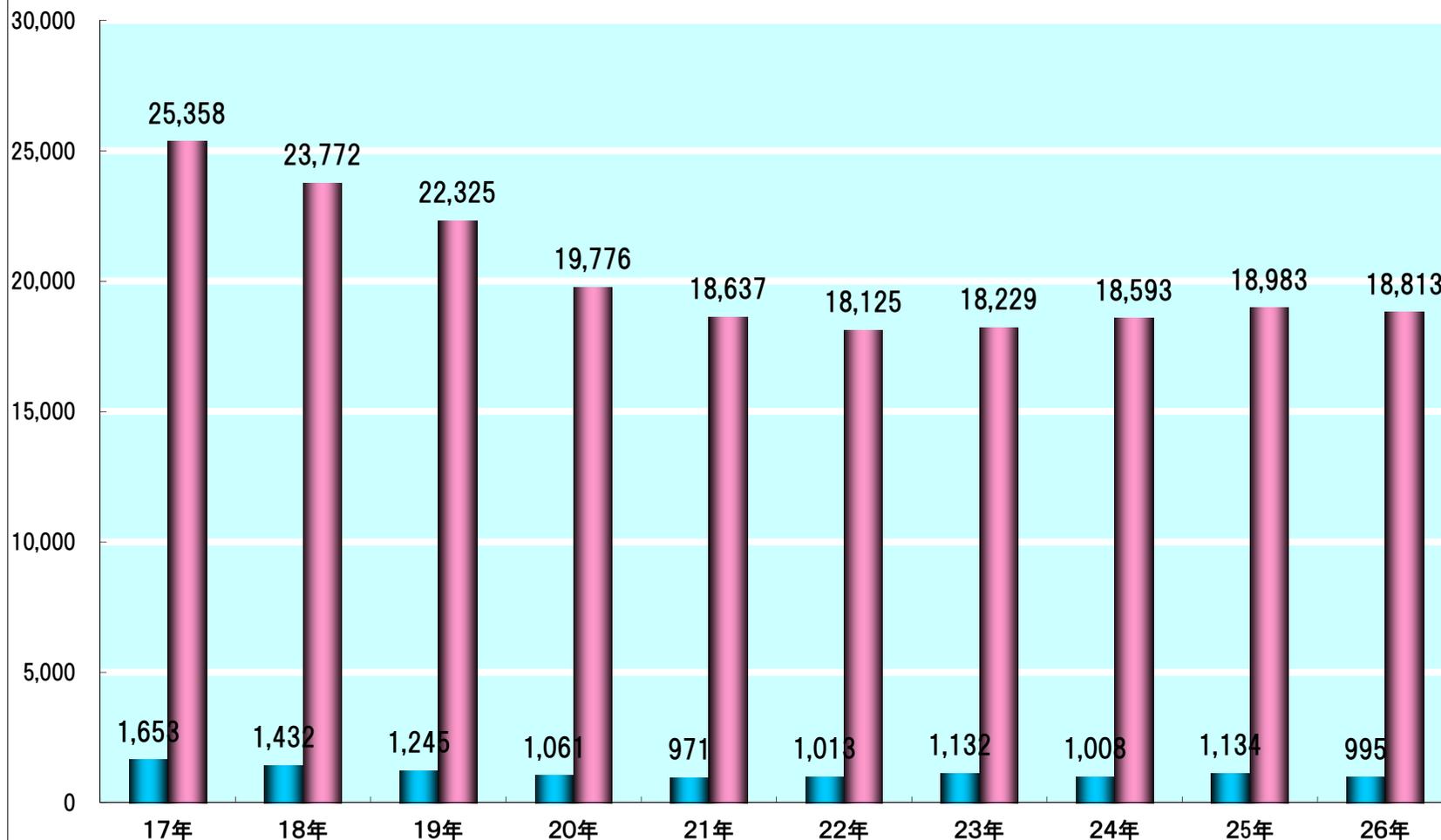
- 理容
- 美容
- 併設



資料:公益社団法人 日本理容美容教育センター「地区別社員校数」

昼夜間の入学者数の推移

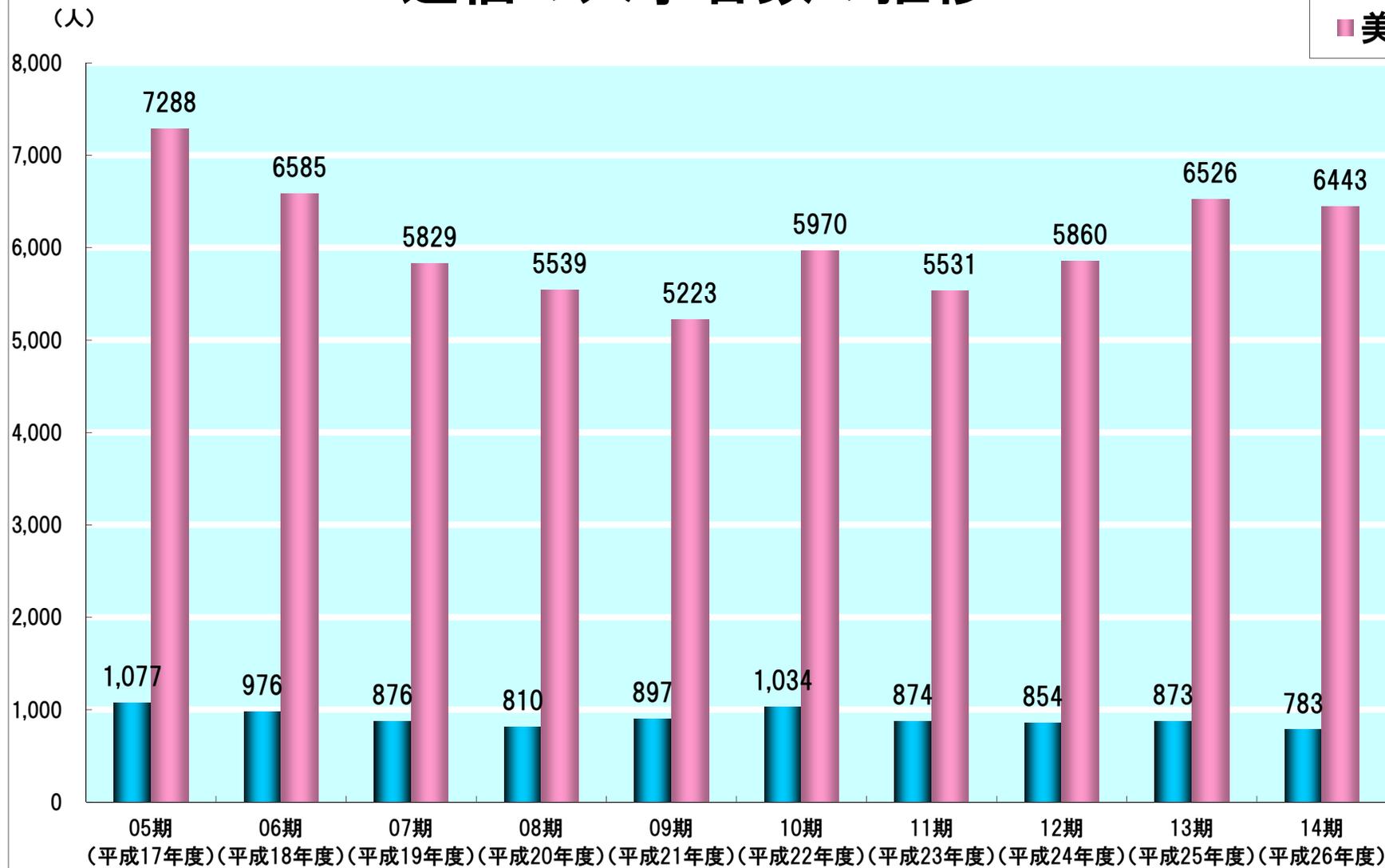
(* 昼夜間課程入学者数は、教科書販売数より水系)



資料：公益社団法人 日本理容美容教育センター「養成施設総定員一覧」「昼夜間課程教科書販売数」
25年度以降は、理容/美容技術理論の教科書販売数の4月末までの件数

通信の入学者数の推移

- 理容
- 美容



資料:公益社団法人 日本理容美容教育センター「通信入学者数」

養成課程の単位と時間について

【昼間課程又は夜間課程】 2年以上

課目名		理容師養成施設指定規則 (省令)	理容師養成施設の教科課程 の基準 (告示)	美容師養成施設指定規則 (省令)	美容師養成施設の教科課程 の基準 (告示)
		単位数 (※)	時間数	単位数 (※)	時間数
必修課目	関係法規・制度	1 以上	3 0 以上	1 以上	3 0 以上
	衛生管理	3 以上	9 0 以上	3 以上	9 0 以上
	理容・美容保健	4 以上	1 2 0 以上	4 以上	1 2 0 以上
	理容・美容の物理・化学	3 以上	9 0 以上	3 以上	9 0 以上
	理容・美容文化論	3 以上	9 0 以上	3 以上	9 0 以上
	理容・美容技術理論	4 以上	1 2 0 以上	4 以上	1 2 0 以上
	理容・美容運営管理	2 以上	6 0 以上	2 以上	6 0 以上
	理容・美容実習	2 7 以上	8 1 0 以上	2 7 以上	8 1 0 以上
小計		4 7 以上	1 4 1 0 以上	4 7 以上	1 4 1 0 以上
選択必修課目		2 0 以上	6 0 0 以上	2 0 以上	6 0 0 以上
合計		6 7 以上	2 0 1 0 以上	6 7 以上	2 0 1 0 以上

※単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※選択必修課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は理容・美容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各理容師・美容師養成施設が設定するものとする。

【通信課程】 3年以上

課目名		理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 (告示)					美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準 (告示)				
		添削指導 回数	面接授業 (※)				添削指導 回数	面接授業 (※)			
			非従業者		常勤従業者			非従業者		常勤従業者	
			単位数	時間数	単位数	時間数		単位数	時間数	単位数	時間数
必修課目	関係法規・制度	3以上	2以上	10以上	2以上	10以上	3以上	2以上	10以上	2以上	10以上
	衛生管理	4以上	6以上	30以上	6以上	30以上	4以上	6以上	30以上	6以上	30以上
	理容・美容保健	4以上	6以上	30以上	6以上	30以上	4以上	6以上	30以上	6以上	30以上
	理容・美容の物理・化学	2以上	6以上	30以上	6以上	30以上	2以上	6以上	30以上	6以上	30以上
	理容・美容文化論	3以上	3以上	15以上	2以上	10以上	3以上	3以上	15以上	2以上	10以上
	理容・美容技術理論	5以上	3以上	15以上	1以上	5以上	5以上	3以上	15以上	1以上	5以上
	理容・美容運営管理	4以上	2以上	10以上	1以上	5以上	4以上	2以上	10以上	1以上	5以上
	理容・美容実習	6以上	90以上	450以上	35以上	175以上	6以上	90以上	450以上	35以上	175以上
小計		31以上	118以上	590以上	59以上	295以上	31以上	118以上	590以上	59以上	295以上
選択必修課目		進度に応じた回数	2以上	10以上	1以上	5以上	進度に応じた回数	2以上	10以上	1以上	5以上
合計		31以上	120以上	600以上	60以上	300以上	31以上	120以上	600以上	60以上	300以上

※単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

教科課程の基準の運用について

課目名		理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修課目	関係法規・制度 衛生管理 理容・美容保健 理容・美容の物理・化学 理容・美容文化論 理容・美容技術理論 理容・美容運営管理	(座学や見学などにより修学)	(座学や見学などにより修学)
	理容・美容実習	8の(2)各項目の内容 ア 器具の取扱実習 (ア)理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせること。 (イ)用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。 イ 基礎技術実習 (ア)理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 (イ)施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。 ウ 頭部技術実習 (ア)カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術を確実に	8の(2)各項目の内容 ア 器具の取扱実習 (ア)美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせること。 (イ)用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。 イ 基礎技術実習 (ア)美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 (イ)施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。 ウ 頭部技術実習 (ア)スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカ

		<p>身に付けさせること。</p> <p>(イ)この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p>エ <u>顔面技術</u>実習</p> <p>(ア)<u>シェービング、その他の基本的な顔面処理技術</u>を確実に身に付けさせること。</p> <p>(イ)この際、<u>かみそり</u>などの器具は必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p>オ 特殊技術実習 美顔術、染毛技術など<u>理容の特殊技術</u>を身に付けさせること。</p> <p>カ 総合実習 頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>	<p><u>ツティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービング</u>などの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。</p> <p>(イ)この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p>エ 特殊技術実習 ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど<u>美容の特殊技術</u>を身に付けさせること。</p> <p>オ <u>和装技術</u>実習 <u>日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術</u>を身に付けさせる。</p> <p>カ 総合実習 頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>
		<p>8の(3)学習指導上の留意事項</p> <p>カ 実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその付随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。</p> <p>コ <u>実務実習は、年間 60 時間</u>（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対して</p>	<p>8の(3)学習指導上の留意事項</p> <p>カ 実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、当該理容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。</p> <p>コ <u>実務実習は、年間 60 時間</u>（通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対し</p>

		は 20 時間) <u>を超えない範囲で行うもの</u> とすること。 なお、1 日当たりの時間数については、実務実習の実務計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。	ては 20 時間) <u>を超えない範囲で行うもの</u> とすること。 なお、1 日当たりの時間数については、実務実習の実務計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
選択必修科目	一般教養科目群	(1) 実施方針 一般教養科目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに専門的技術者としての自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものであること。 (2) 科目の例 日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化	(1) 実施方針 一般教養科目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに専門的技術者としての自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものであること。 (2) 科目の例 日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化
	専門教育科目群	エステティック技術、理容カウンセリング、食品保健・栄養理論、理容モード理論、理容総合技術	エステティック技術、美容カウンセリング、食品保健・栄養理論、メイクアップ、美容モード理論、美容総合技術

試験について

	理容師法	美容師法
試験を受ける ために必要な 修業期間	<p>○第三条第三項 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p>	<p>○第四条第三項 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p>
	理容師法施行規則	美容師法施行規則
	<p>○第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する<u>昼間課程又は夜間課程</u>において知識及び技能を修得する者にあつては<u>二年</u>、同項に規定する<u>通信課程</u>において知識及び技能を修得する者にあつては<u>三年</u>とする。</p>	<p>○第十一条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する<u>昼間課程又は夜間課程</u>において知識及び技能を修得する者にあつては<u>二年</u>、同項第三号に規定する<u>通信課程</u>において知識及び技能を修得する者にあつては<u>三年</u>とする。</p>
	理容師法施行規則	美容師法施行規則
試験の課目	<p>○第十二条 理容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 理容保健 理容の物理・化学 理容理論</p> <p>実技試験 理容実技</p>	<p>○第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>筆記試験 関係法規・制度 衛生管理 美容保健 美容の物理・化学 美容理論</p> <p>実技試験 美容実技</p>
試験の免除	<p>○第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いて行われる次回の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。</p>	<p>○第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次回の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。</p>

各養成施設のカリキュラム（例）

課目 (指定時間)	A校（関東地区） 美容校			B校（東京地区） 併設校			C校（信越北陸地区） 併設校			D校（東海地区） 美容校			E校（近畿地区） 併設校			F校（四国地区） 美容校		
	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数
関係法規・制度 (30時間以上)	0	30	30	理容 24 美容 28	10	理容 34 美容 38	20	10	30	0	36	36	0	30	30	30	0	30
衛生管理 (90時間以上)	44	46	90	52	52 44	104 96	50	40	90	36	72	108	0	90	90	40	50	90
保健 (120時間以上)	70	50	120	68	56	124	60	60	120	36	108	144	60	60	120	80	40	120
物理・化学 (90時間以上)	48	42	90	52	48 46	100 98	60	30	90	36	72	108	60	30	90	60	30	90
文化論 (90時間以上)	90	0	90	62	42 46	104 108	60	30	90	90	0	90	60	30	90	60	30	90
技術理論 (120時間以上)	110	12	122	78 84	50 44	128	90	30	120	72	72	144	60	60	120	80	40	120
運営管理 (60時間以上)	20	40	60	44 48	26 36	70 84	30	30	60	60	0	60	30	30	60	60	0	60
実習 (810時間以上)	388	468	856	636 630	246 222	882 852	理容 380 美容 330	理容 430 美容 480	810	390	450	840	理容 490 美容 360	理容 320 美容 450	810	510	390	900

各養成施設のカリキュラム（例）【選択必修課目】

1年次、2年次の合計時間数

A校（関東地区） 美容校	B校（東京地区） 併設校	C校（信越北陸地区） 併設校	D校（東海地区） 美容校	E校（近畿地区） 併設校	F校（四国地区） 美容校	G校（関東地区） 理容校			
ビジネス コミュニケーション 100	ファッション概論 10	理容	色彩 30	外国語 15	理容	理容総合 360	美容総合 330	社会福祉 30	
ビューティー心理学 60	造形学とデザイン 28		ビジネス学 30	接遇マナー 30		ネイル 90	ネイル 60	日本語 60	
美容総合技術 200	絵画法とデザイン 32		エステティック技術 60	デッサン 30		色彩 30	メイク 60	倫理道德 30	
美容福祉ヘルパー 40	理・美フォト 10		シャンプー 60	フラワーデザイン 15		エステ 90	エステ 60	外国語 60	
美容 カラーコーディネーター 40	話し方論 10		実務実習 30	カラーコーディネイト 30		社会福祉 30	着付け 60	カウンセリング 60	
※メイクアップ	国語と文章 26	美容	理容総合技術 390	パーマ 60	美容	美容総合 300	接遇 30	総合技術 240	
※ネイル	顧客心理 10		色彩 30	カラー 60		ネイル 90	/	メイク 60	
※エステティック	接客カウンセリング 10		ビジネス学 30	シャンプー 120		色彩 30		エステ 30	エステ 30
※着付け	英会話 26		実務実習 30	アップヘアー 60		エステ 90		ネイル 30	
※ヘアデザイン	ビジネスマインド 12		美容総合技術 510	レザーカット 30		着付け 60		/	
※アイデザイン	マーケティング論 16	/	カウンセリング 20	社会福祉 30					
※アップヘアー	広告宣伝 8		着付け 90	/					
※80時間×2課目選択	情報処理 44		エステ 30						
	高度総合技術理論 18		メイク 30						
	高度総合技術実習 426		まつ毛エクステ 35						
	化粧品製法と実験 40	ネイル 35							
600時間	732時間	600時間	690時間	600時間	600時間	600時間			

美容総合技術

- ・制作発表会の作品作り
- ・技術大会出場種目の練習
- ・美容家を招いた技術講習
- ・企業の有識者を招いた自己啓発セミナー

（共通）高度総合

- ・パーマメントウェービング
- ・カラーリング
- ・メイクアップ
- ・セッティング
- ・ネイル
- （理）・カッティング
- ・美顔術
- （美）・エステ
- ・着付け

理容総合技術

養成施設内サロンワーク

- ・シャンプー等

美容総合技術

養成施設内サロンワーク

- ・パーマ
- ・カラーリング
- ・まつ毛エクステ

理容総合

養成施設内サロンワーク

- ・シャンプー等

美容総合

養成施設内サロンワーク

- ・まとめ髪
- ・アップスタイル

美容総合

養成施設内サロンワーク

- ・シャンプー
- ・セット
- ・ブロー
- ・カラー

総合技術

- ・国家試験対策